

# (仮)西脇市こども計画

## 骨子案

令和6年6月

西脇市

---

## 目次

第1章 計画の策定に当たって .....	1
1 計画策定の背景・趣旨 .....	2
2 計画の位置付け .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例 .....	6
第2章 西脇市の子どもを取り巻く状況 .....	10
1 市の現状 .....	11
(1)人口の状況 .....	11
(2)人口動態 .....	12
(3)世帯の状況 .....	13
(4)出生の状況 .....	15
(5)就業の状況 .....	16
(6)家庭児童相談の状況 .....	17
(7)要・準要保護就学援助事業支給額認定者数推移 .....	18
(8)認定こども園・幼稚園の園児数の状況 .....	19
(9)小学校児童数の状況 .....	19
(10)中学校児童数の状況 .....	20
(11)放課後児童クラブの状況 .....	20
第3章 計画の基本的な考え方 .....	21
1 計画の基本理念 .....	22
2 計画の基本目標 .....	23
(1)子ども・若者の権利を守る .....	23
(2)ライフステージに応じた切れ目のない支援 .....	25
(3)良好な成育環境の確保 .....	26
(4)若い世代の生活基盤の安定 .....	28
3 計画の体系 .....	30

# 第1章 計画の策定に当たって

# 1 計画策定の背景・趣旨

急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、子どものいじめや自殺の増加など、子どもを取り巻く諸問題を背景に、令和5(2023)年4月、こども家庭庁が発足し、同時に、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

同年12月、こども基本法に基づき「①こども大綱」、「②幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」、「③こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。

西脇市(以下「本市」という。)においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「西脇市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指し、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう取組を進めてきました。

また、令和2(2020)年には「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」を施行し、地域社会が一体となって、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりを推進するとともに、令和5(2023)年には、国が進める「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、こどもまんなか応援サポーターとして、活動していくことを宣言しました。

この度、「第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画」が令和6(2024)年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を展開するため、こども基本法第10条の規定に基づく「(仮)西脇市こども計画(第3期西脇市子ども・子育て支援事業計画含む)」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画等と連携しながら、子ども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指します。

## ① こども大綱

令和5(2023)年12月、こども基本法に基づき「こども大綱」が閣議決定されました。これは、「全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる『こどもまんなか社会』」を目指すものです。

## ② 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

こども大綱とあわせて閣議決定された、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目的に、こども基本法の理念にのっとり、5つのビジョンとして、①こどもの権利と尊厳を守る、②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める、③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える、④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする、⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す、が全ての人と共有したい基本的視点として整理されています。

## ③ こどもの居場所づくりに関する指針

こども大綱とあわせて閣議決定された、「こどもの居場所づくりに関する指針」では、子どもの居場所が必要とされる背景について「居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠」とした上で、「こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る」としました。

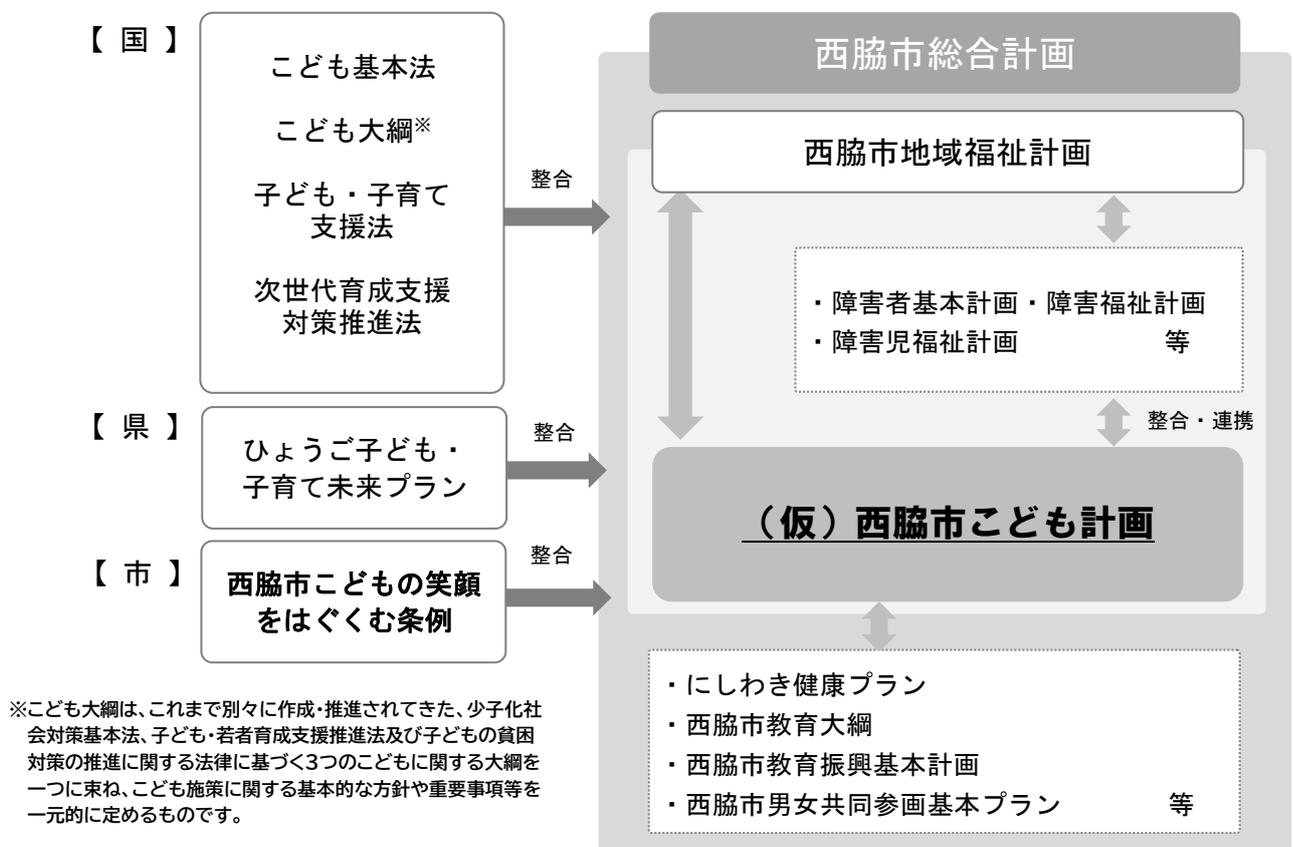
また、居場所づくりを進めるに当たって、「ふやす ～多様なこどもの場所がつくられる～」、「つなぐ ～こどもが居場所につながる～」、「みがく ～こどもにとって、より良い居場所となる～」、「ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～」の4つの基本的な視点を掲げるとともに、子ども・若者と一緒に居場所づくりを進めることが重要とされています。

## 2 計画の位置付け

本計画は、西脇市地域福祉計画の子ども分野に係る個別計画と位置付けられ、「こども基本法」第10条の規定に基づき、「こども大綱」等を踏まえた市の今後の子ども施策を総合的に推進するために具体的な方向や取り組む内容を定めるものです。

また、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく市町村行動計画として位置付けられるものです。

なお、子ども施策を総合的に推進する計画として、「西脇市総合計画」をはじめ、「西脇市地域福祉計画」等の上位・関連計画や「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」との整合性・連携を図りながら施策の総合的な展開を図ります。



### 3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、また、こども大綱が今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針を示していることを鑑み、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとしてします。

## 4 西脇市子どもの笑顔をはぐくむ条例

国では、平成6(1994)年、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「子どもの権利条約」に批准しました。この条約では、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利の大きく4つの権利がうたわれています。

本市においても、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりを推進するため、この条約を踏まえ、令和2(2020)年「西脇市子どもの笑顔をはぐくむ条例」を施行しました。

今後、この条例の周知を図るとともに、保護者や学校園などの関係者だけでなく、地域社会が一体となって、子どもや子育て家庭を支援することで、子どもが笑顔で、そして子育て家庭が安心して子育てを行うことができるまちづくりを進めていきます。

### 【西脇市子どもの笑顔をはぐくむ条例 全文】

西脇市は、豊かな自然に恵まれ、歴史、文化を大切にしながら、播州織や播州釣針、黒田庄和牛などの特色ある産業や特産品を育んできました。こどもたちは、これらを誇りに思い、この地とここに暮らす人々に安心と優しさを感じています。

しかしながら、近年、核家族化や人間関係、社会意識の希薄化等が進行し、子育て環境の悪化による虐待などが社会問題となっています。

私たちは、こどもたちが社会の大切な一員であることを改めて認識し、こどもたちの今を、そして、その成長を、保護者とともに地域全体で見守り、支えていく必要があります。

こどもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在です。その笑顔が全ての市民の笑顔につながり、その健やかな育ちは、全ての市民の幸せな暮らしへとつながります。そして、その存在が西脇市の未来を創っていきます。

こどもたちの幸せは、全ての市民の願いです。私たちは、ここに、安心して子育てができる社会、そして、地域の宝であるこどもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、本市におけるこども及び子育て家庭の支援に関し基本理念を定め、保護者、市民(こどもを除く。以下同じ。)、学校園等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、安心してこどもを育て、こどもが夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親その他親に代わってこどもを養育する者をいう。

- (3) 学校園等関係者 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する施設その他子どもが学び、育つことを目的とする施設の関係者をいう。

(基本理念)

第3条 子ども及び子育て家庭の支援は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進しなければならない。

- (1) こどもの人権が尊重され、その思い及び意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益が考慮されること。
- (2) 保護者が、自信を持って子どもと向き合い、愛情を持って育て、その成長に喜びを実感することができること。
- (3) 保護者、市民、学校園等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、関係機関とも相互に連携し、協働すること。

(保護者の役割)

第4条 保護者は、子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に大きな影響を与えることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが心身ともに健やかに成長し、安らぐことができる家庭環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支えること。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、こどもの育ちを支援する取組に協力するよう努めるものとする。

(学校園等関係者の役割)

第6条 学校園等関係者は、こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、こどもの育ちを支援する活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、子ども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これら者に対して必要な支援及び調整を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第9条 市は、保護者が安心して子どもを産み育て、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階に応じた保健、医療、教育、福祉等に係る切れ目のない支援を行うものとする。

(こどもの社会参加の促進)

第10条 市は、こどもが社会の一員として、自分の意見を表明できる場並びに社会に参加する機会を設けるものとする。

(相談支援体制の充実)

第11条 市は、こども及び子育て家庭が抱える様々な悩みに対して、安心して利用できる相談支援体制の充実を図るものとする。

(支援が必要なこども及び子育て家庭への取組)

第12条 市は、障害、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした支援を必要とするこども及びその家庭に対し、こどもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行うものとする。

2 市は、虐待、いじめ等の防止及び早期発見に取り組むものとする。

(地域における子育て支援)

第13条 市は、こどもが地域との関わりの中で健やかに育つことができるよう、こども及び子育て家庭と市民との交流を促進し、地域における学びの機会の充実を図るとともに、市民活動の支援を行うものとする。

(こどもの居場所づくりの推進)

第14条 市は、こどもが安心して過ごし、遊び、学び及び活動することができる居場所づくりを推進するものとする。

(安全で安心な環境づくり)

第15条 市は、交通安全対策及び防災・防犯対策を講ずるなど、こどもにとって安全で安心な環境づくりを行うものとする。

(仕事と子育ての両立支援)

第16条 市は、働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、家庭生活との調和のとれた働き方等の啓発及び保育の提供等の充実を図るものとする。

(広報及び啓発)

第17条 市は、こども及び子育て家庭の支援について、こども、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、こども及び子育て家庭の支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例イメージ

## 保護者

- ・子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に大きな影響を与えることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努める。
- (1) こどもが心身ともに健やかに成長し、安らぐことができる家庭環境づくりを行う。
- (2) こどもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支える。



## 市民（地域・こども会・NPO等）

- ・地域のこどもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努める。
- ・こどもの育ちを支援する取組に協力するよう努める。



## 学校園等関係者

（小中高校・こども園等）

- ・こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努める。



こども⇒笑顔  
子育て家庭⇒安心



## 関係機関

警察  
児童相談所  
医療機関 等



## 関係協議会

青少年問題協議会  
要保護児童対策  
地域協議会  
民生委員児童委員連合会  
等

## 市

- ・こども及び子育て家庭の支援に関する総合かつ計画的な施策を実施する。
- ・保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援及び調整を行う。



## 事業者（企業・商工会議所・組合等）

- ・職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努める。
- ・こどもの育ちを支援する活動に協力するよう努める。



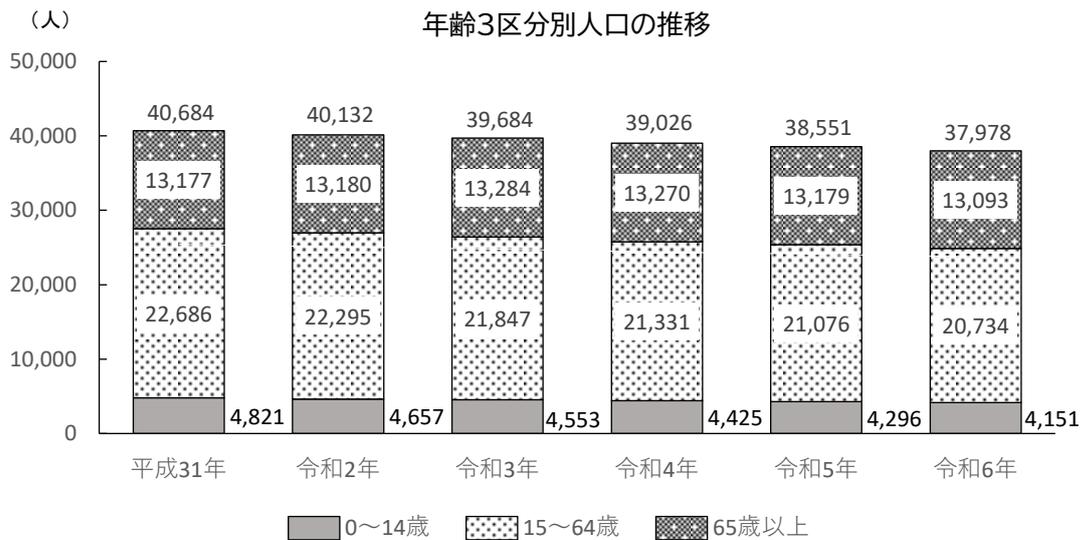
## 第2章 西脇市の子どもを取り巻く状況

# 1 市の現状

## (1)人口の状況

### ①年齢3区分別人口の推移

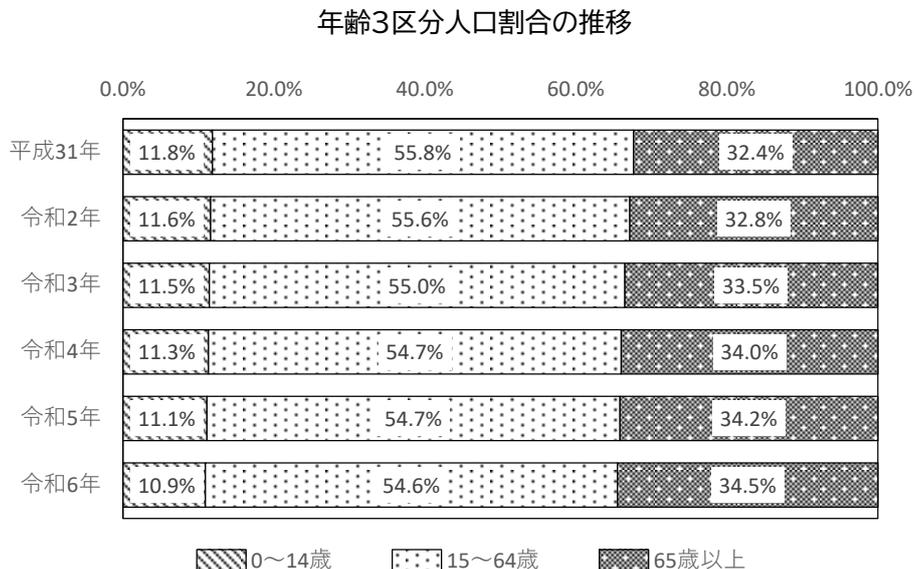
年齢3区分別人口の推移をみると、平成 31(2019)年の 40,684 人以降、年々減少傾向となっており、令和 6(2024)年には 37,978 人となっています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

### ②年齢3区分人口割合の推移

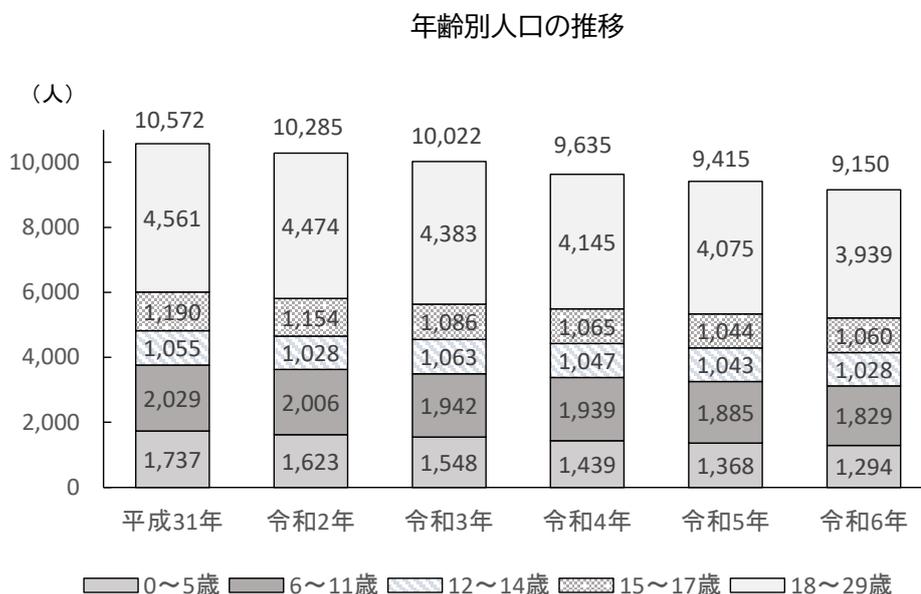
年齢3区分人口割合の推移をみると、0歳から 14 歳の割合が減少傾向にある一方、65 歳以上の高齢者人口の割合については増加傾向となっており、少子・高齢化が徐々に進行しています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

### ③年齢別人口の推移

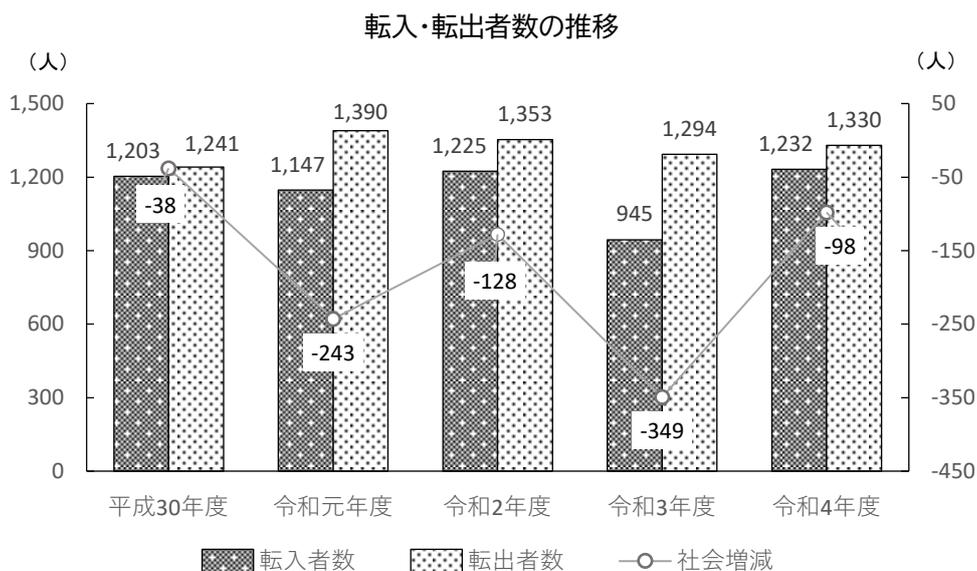
年齢別人口の推移をみると、平成31年から令和6年にかけて、18～29歳人口と0歳～5歳人口が特に減少しており、若い世代の流出や出生数の減少の傾向がみられます。



## (2)人口動態

### ①転入・転出者数の推移

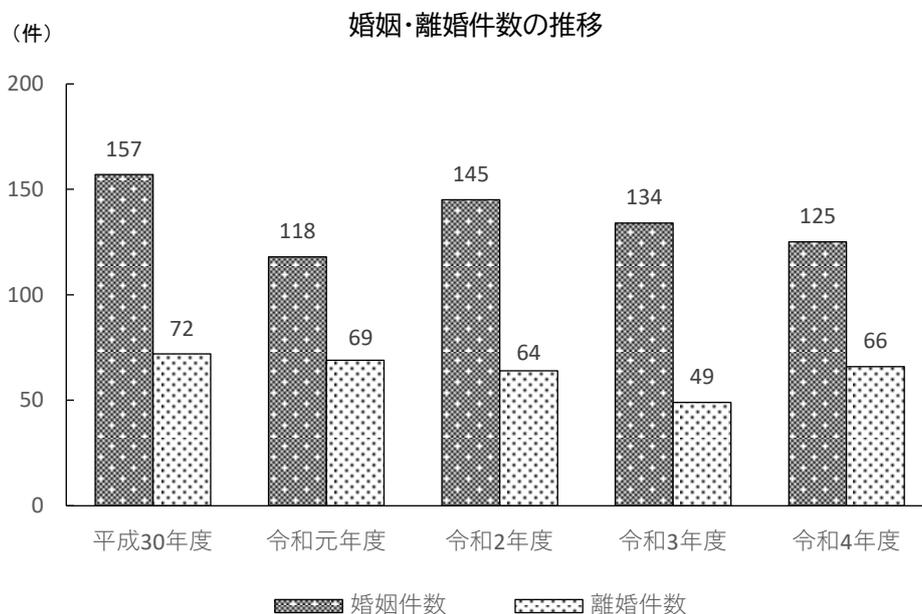
転入・転出者数の推移をみると、過去5年間ではいずれも転出者数が転入者数を上回っており、人口減少の要因となっています。



資料：令和5年版西脇市統計書

## ②婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数については、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて、増減はあるものの減少傾向で推移しています。また、離婚件数については、平成30(2018)年度から令和3(2021)年度まで減少し、令和4(2022)年度で増加しています。

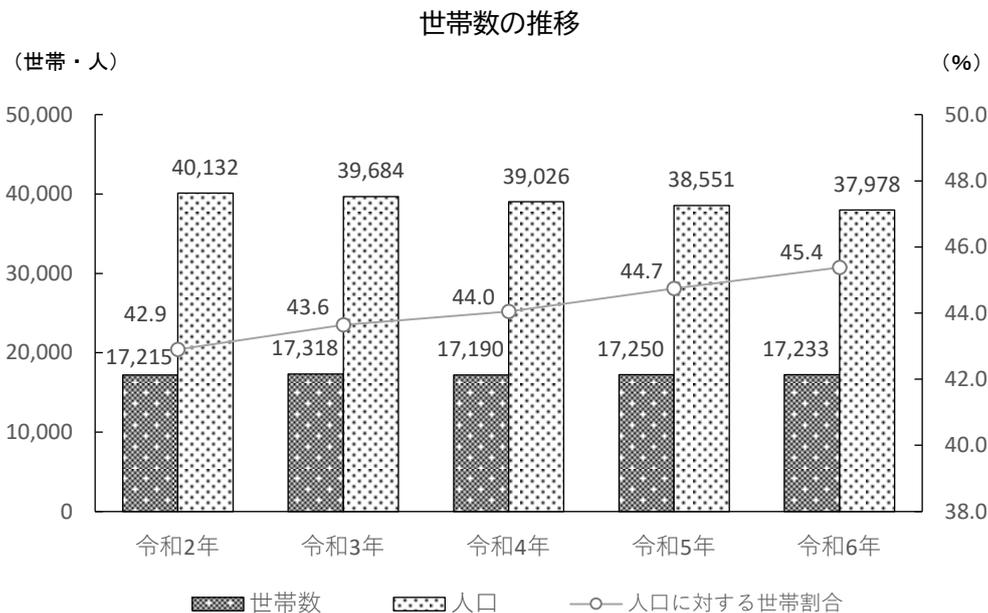


資料:令和5年版西脇市統計書

## (3)世帯の状況

### ①世帯数の推移

世帯数の推移をみると、総人口が減少していますが、世帯数は令和2(2020)年以降、増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しており、令和6(2024)年には17,233世帯となっています。人口に対する世帯数の割合をみると、増加傾向があります。

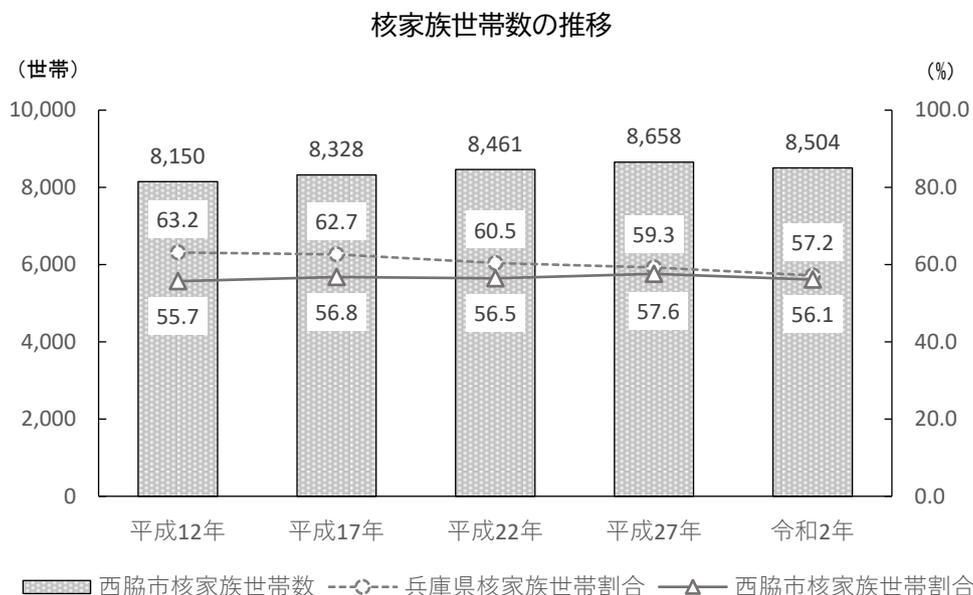


資料:令和5年版西脇市統計書(各年4月1日現在)

## ②核家族世帯数の推移

核家族世帯数の推移をみると、平成 27(2015)年までは増加傾向にありましたが、令和 2(2020)年ではやや減少しています。

総世帯数に対する核家族世帯数の割合は県全体の割合よりも低くなっています。

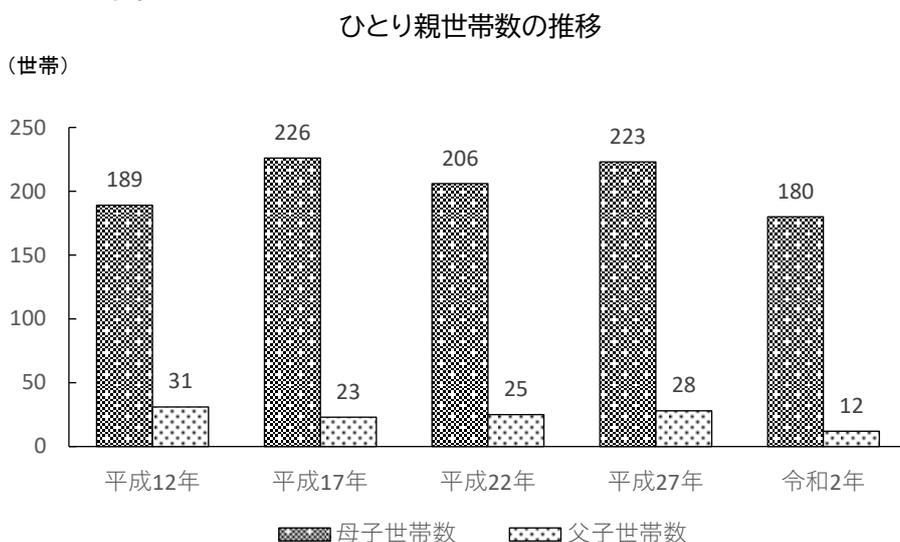


資料:国勢調査(令和 2 年)

## ③ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯については、ばらつきがあるものの令和 2(2020)年では 180 世帯に減少しています。

父子世帯については、20 世帯から 30 世帯前後で推移していますが令和 2(2020)年では 12 世帯に減少しています。

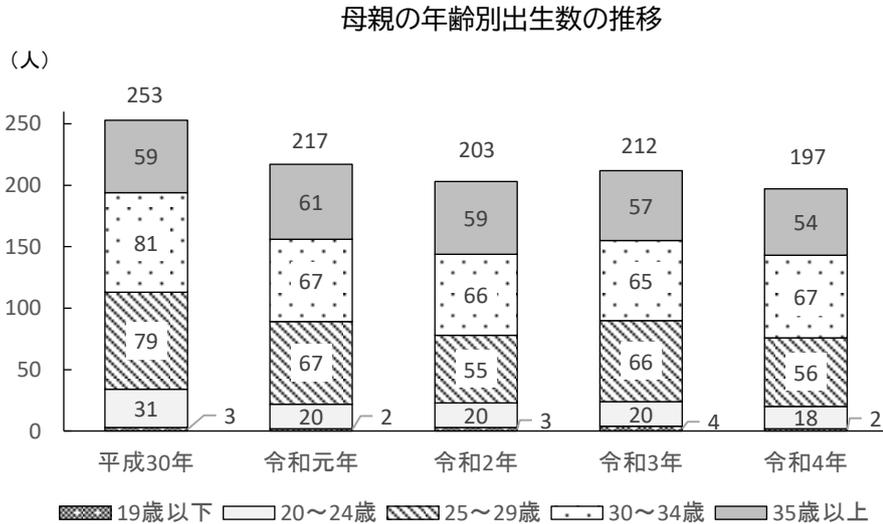


資料:国勢調査(令和 2 年)

## (4)出生の状況

### ①母親の年齢別出生数の推移

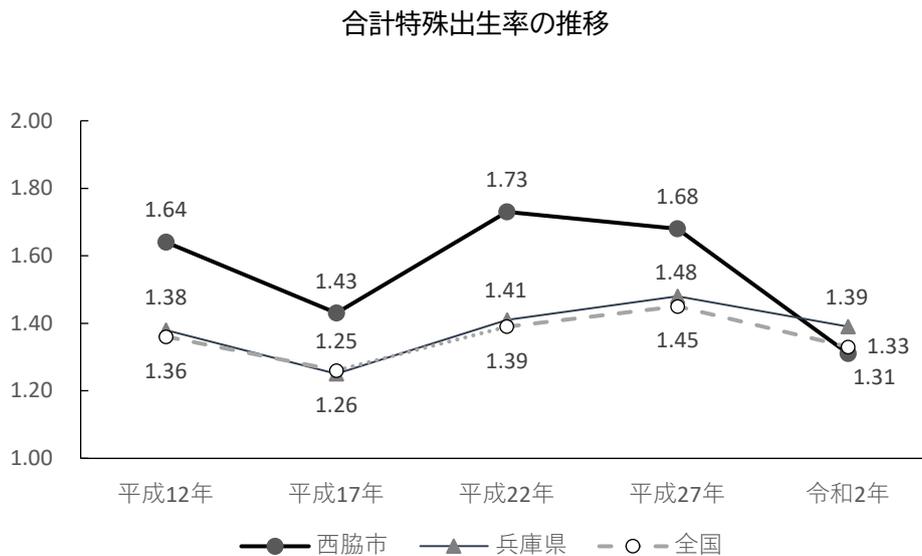
母親の年齢別出生数の推移をみると、出生数は年々減少傾向にあり、令和 4(2022)年には 197 人となっています。母親の年齢別出生数の推移をみると、25 歳から 29 歳まで、30 歳から 34 歳までの出産が多いことがわかります。また、20 歳から 24 歳の出産が減少しています。



資料:保健統計年報

### ②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、全国や県と比較しても高くなっています。平成 17(2005)年に減少し、その後高水準を保っていましたが、令和 2(2020)年で減少しています。

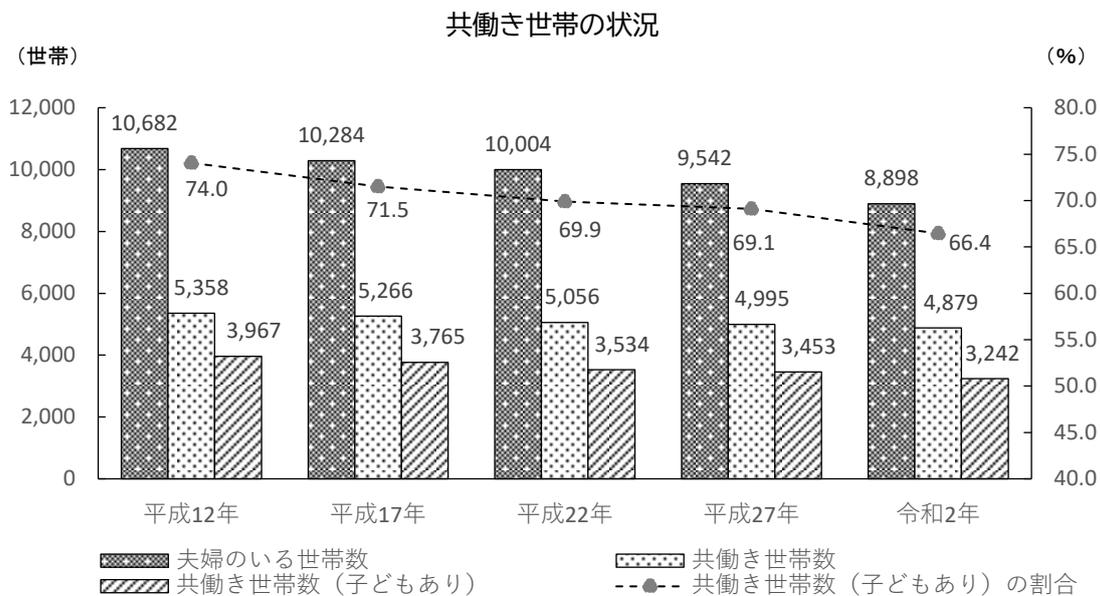


資料:令和 4 年保健統計年報

## (5) 就業の状況

### ① 共働き世帯の状況

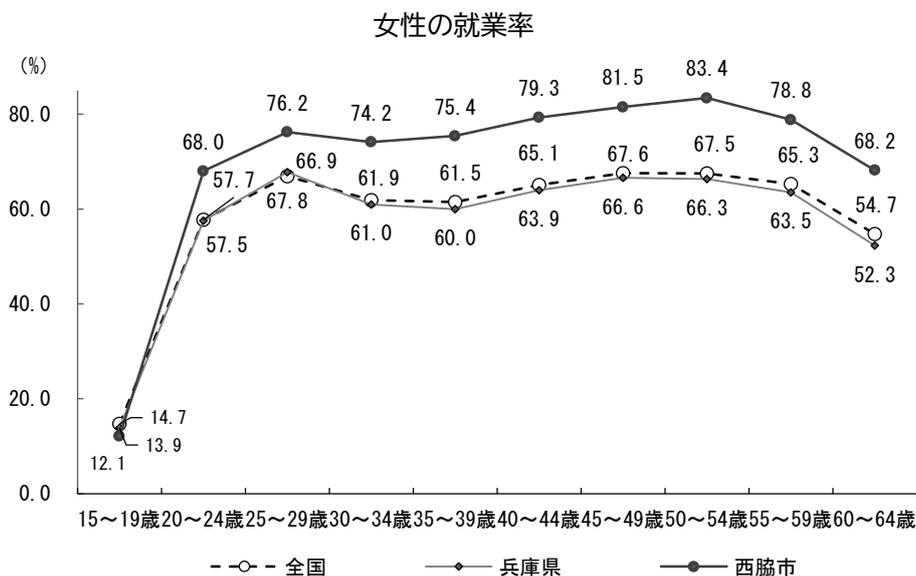
共働き世帯の状況を見ると、夫婦のいる世帯が平成12(2000)年以降減少しており、共働き世帯、子どものいる共働き世帯は、平成12(2000)年から令和2(2020)年まで継続して減少しています。共働き世帯のうち子どもがいる世帯の割合は平成12(2000)年では74.0%でしたが、令和2(2020)年には66.4%まで減少しています。



資料:国勢調査(令和2年)

### ② 女性の就業率

女性の就業率を見ると、令和2(2020)年では全国や県と比較して15~19歳を除いた全ての年代で、全国や県を上回っています。特に子育てがひと段落すると考えられる40歳以上の女性が労働力として戻ってくる傾向がみられます。



資料:国勢調査(令和2年)

## (6)家庭児童相談の状況

家庭児童相談件数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

家庭児童相談件数の推移

単位:件数, %

	養護		保健		障害		非行		育成		その他		計	
	(内 虐待)	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
令和 元年度	138 (内34)	27.0	5	1.0	79	15.4	5	1.0	281	55.0	3	0.6	511	100.0
令和 2年度	170 (内43)	33.8	4	0.8	62	12.3	2	0.4	256	50.9	9	1.8	503	100.0
令和 3年度	180 (内67)	34.1	2	0.4	46	8.7	2	0.4	297	56.4	0	0.0	527	100.0
令和 4年度	179 (内81)	33.8	4	0.7	43	8.1	10	1.9	294	55.5	0	0.0	530	100.0
令和 5年度	212 (内53)	37.6	0	0.0	21	3.7	5	0.9	326	57.8	0	0.0	564	100.0

資料:はびいくサポートセンター

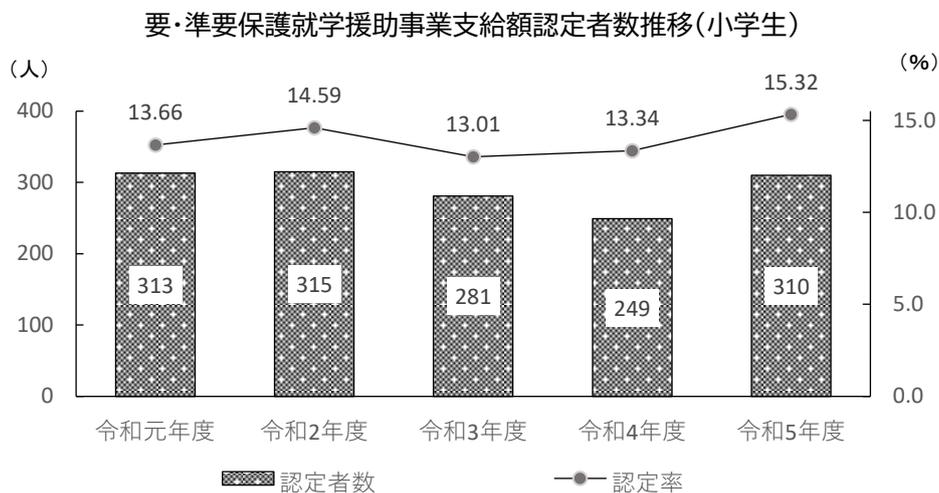
※()は内数

家庭児童相談の種別及び主な内容

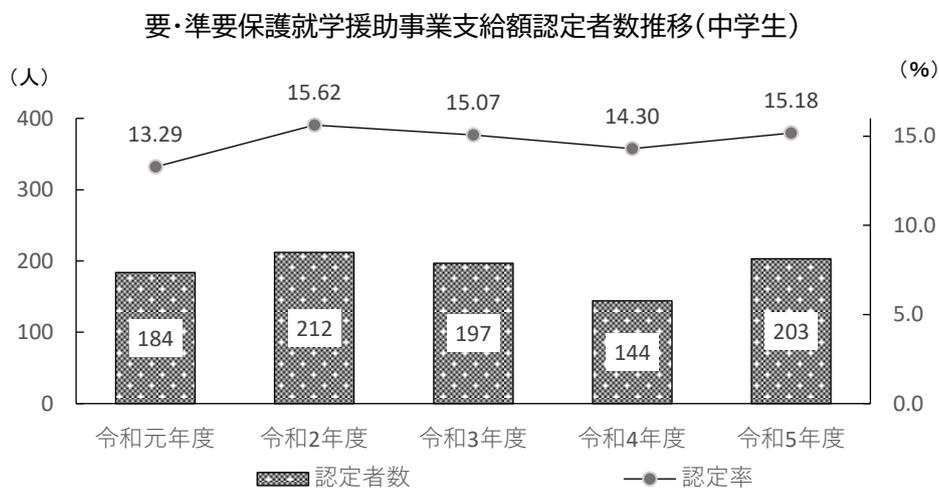
種別	内容
養護相談	父又は母等保護者の家出、死亡、離婚等による養育困難、虐待等の子どもに関する相談
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、その他疾患(精神疾患含む)等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等の症状を有する相談
非行相談	虚言、家出、乱暴、性的逸脱等のく犯、飲酒、喫煙等の相談
育成相談	人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、家庭内暴力、不登校、遊びやしつけ等に関する相談
その他	上記に属さない相談

## (7) 要・準要保護就学援助事業支給額認定者数推移

要・準要保護就学援助事業支給額認定者数と認定率の推移を見ると、小学生・中学生ともに、令和3年度以降減少傾向にありましたが、令和5年度では制度改正により増加しています。令和5(2023)年度の認定者数は小学生で310人、中学生で203人となっています。



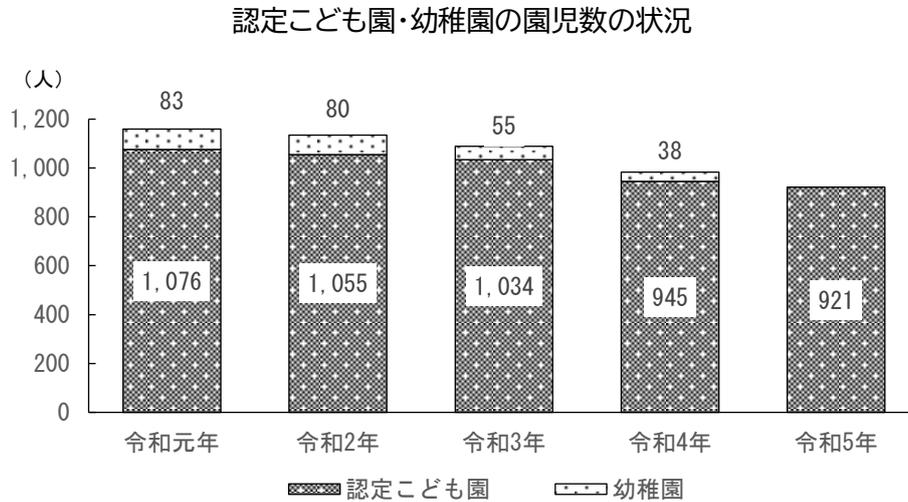
資料:教育総務課



資料:教育総務課

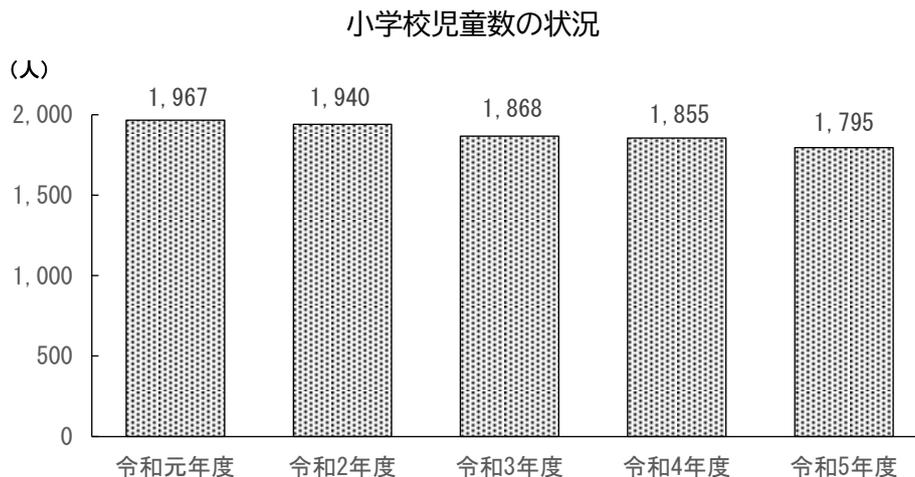
## (8) 認定こども園・幼稚園の園児数の状況

認定こども園・幼稚園の園児数の状況を見ると、令和元年(2019)年以降、認定こども園、幼稚園の園児数は減少しています。



## (9) 小学校児童数の状況

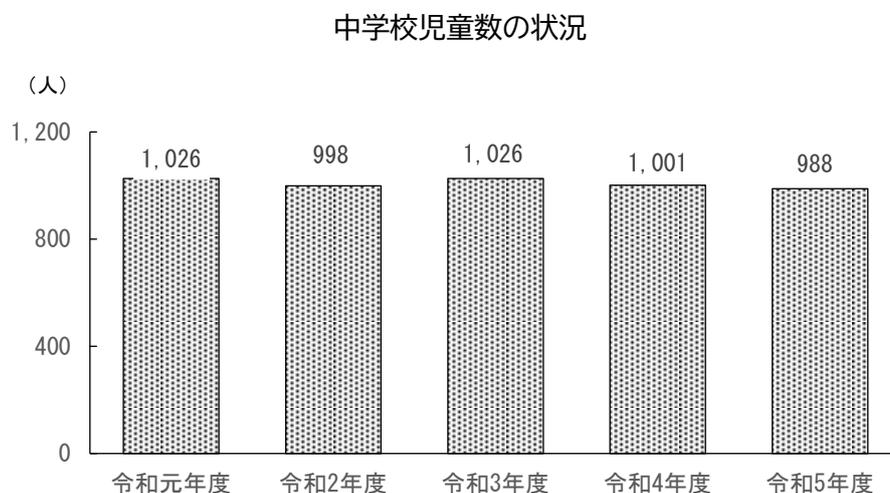
小学校児童数の状況を見ると、令和元年(2019)年度から令和5(2023)年度にかけて減少傾向がみられます。



資料: 令和5年版西脇市統計書(各年5月1日現在)

## (10) 中学校児童数の状況

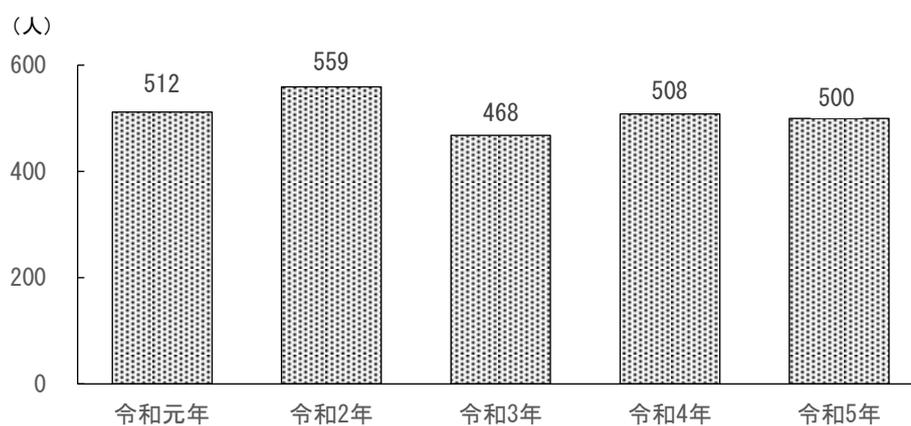
中学校児童数の状況を見ると、令和元年(2019)年度から令和5(2023)年度にかけて、横ばいの傾向になっています。



資料：令和5年版西脇市統計書(各年5月1日現在)

## (11) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの状況を見ると、増減を繰り返し、令和5(2023)年では500人になっています。



資料：学校教育課(各年5月)

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

本市では、西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例を制定し、家庭での子育てを基本としながらも地域社会全体で子育て家庭を支援することで、安心して子どもを育て、その成長に喜びを実感することができる社会、そして、地域の宝である子どもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指してきました。

また、こども大綱では、全ての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏襲し、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、子どもたちの笑顔があふれ、保護者、地域、まち全体が子育ての喜びを感じられる西脇市を目指します。

[ 基本理念 ]

**今後、検討**

参考 第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画 基本理念

すべての子どもたちの笑顔があふれるまち 西脇  
～育てる喜びを感じられるまちへ～

## 2 計画の基本目標

本計画では、基本理念を達成するため、次の4つの基本目標の下に、子ども・若者及び子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

### (1)子ども・若者の権利を守る

#### 【こども基本法】

・こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、子ども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。

#### 【現状】

- ・小学生、中学生を対象としたアンケート調査結果において、子どもが意見を表明する権利に対する認知度や市の取組について意見したいという意欲は、国の調査と比較すると低くなっています。
- ・外部から発見が難しく、支援が必要な子どもの特定が困難なことも課題となっているヤングケアラーについて、認知度は高くなっていますが、「知らない」人も一定数みられ、ヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応については、「本人に様子を聞く」、「家族や関係機関に相談する」などの割合が高い一方で、「わからない」「何もしない」が一定数みられます。
- ・アンケート調査結果において、子育て中に「つい感情的に子どもを叩いた」の割合が平成30年度調査と比較すると減少しているものの、「子どもを育てるために我慢ばかりしている」や「子育ては孤独だと感じる」の割合が増加するなど、精神的負担感が存在しています。
- ・家庭児童相談件数が年々増加するなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。
- ・子どもの心身に深刻な影響を及ぼすいじめ問題は、深刻化・複雑化しており、本市においても、いじめの認知件数の増加など、青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

#### 【課題】

- ・子ども・若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆる子ども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成に取り組むことが重要です。
- ・こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していく必要があります。
- ・ヤングケアラーについては、福祉・介護・教育等、様々な観点からのフォローや対応に係る周知や啓発を行っていく必要があります。
- ・子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を図っていく必要があります。

・子ども一人ひとりの最善の利益が尊重され、温かい地域社会をつくっていくことが重要です。

**【施策の推進方針】**

- ・子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知します。
- ・子ども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実に取り組みます。
- ・虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの人権侵害を防止するとともに、学校や関係機関等と連携し、早期発見・早期対応に取り組みます。

## (2)ライフステージに応じた切れ目のない支援

### 【こども大綱】

・子育てとは、乳幼児期だけのものではなく、子どもの誕生前から乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものであり、ライフステージを通じて社会全体で子育て家庭を支えていく必要があります。

### 【現状】

- ・就学前及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査結果をみると、子育てをする上で気軽に相談できる人が「いない」の割合が、平成30年度調査と比較して、やや増加しています。
- ・地域や友達とのつながりの希薄化など、子ども・若者、子育て家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念されます。
- ・参考にしている情報源については「学校園などからのお便り」、「家族や友人からの情報」が多く、行政からの発信はあまり参考にされていない状況です。
- ・市の子育て支援施策に期待すること・重要なことについてのアンケート調査結果では、「子育てに関する相談、情報提供の充実」、「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」の割合が3割と高くなっています。

### 【課題】

- ・妊娠期から子育て中の多くの保護者が、様々な不安等を抱えている中で、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるように、また、子育て家庭の不安や負担の軽減を図るため、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実が重要です。
- ・気軽に相談できる身近な相談機関や、妊産婦や子ども・若者、子育て家庭に必要な情報や支援が届くよう、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報など、行政の情報発信や広報を改善・強化するとともに、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等を充実していく必要があります。
- ・子育てや教育に係る経済的な負担を軽減し、子育て家庭の日々の生活の安定を図ることが重要です。

### 【施策の推進方針】

- ・子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分な支援を行います。
- ・妊娠や出産、子育てに不安や悩みを抱えた子育て家庭が孤立することがないように、わかりやすい情報の発信や相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら総合的で継続的な支援を行います。
- ・悩みや不安を抱える子ども・若者が、安心して気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。
- ・子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、母子保健事業等の充実を図るとともに、食育などを通じ、基本的な生活習慣を身に付けられるよう努めます。
- ・子育てや教育に係る経済的な負担を軽減し、生活の安定を図ります。

### (3)良好な成育環境の確保

#### 【こども大綱】

・乳幼児期の育ちには、愛着(アタッチメント)の形成と豊かな遊びと体験が不可欠です。子どもが遊びに没頭し、身体 of 諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつけるスキルなどの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。

#### 【幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)】

・生涯にわたる幸せの向上のために、乳幼児期に必要な豊かな遊びと体験を通じた挑戦は、多様な子どもや大人との出会い、モノ・自然・絵本等・場所といった環境との関わりを通して、様々な感覚を働かせながら、環境からの刺激を受けることが必要であり、そうした機会を、保護者・養育者、幼児教育・保育施設や子育て支援施設の保育者等を含めた全ての人の取組を通じて、日常的に保障することが大切です。

#### 【こどもの居場所づくりに関する指針】

・自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素であり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。

#### 【現状】

- ・小学生、中学生を対象としたアンケート調査結果によると、自己肯定感がやや低い状況にあり、将来への明るい希望や自分の価値を認める割合等が国の調査と比較すると低くなっています。
- ・子ども・若者に関するアンケート調査結果によると、「ここに居たい」と感じる居場所について、自分の家や自分の部屋などが多く、地域などを居場所と思う割合が低くなっています。
- ・子育て支援に関するアンケート調査結果においても、「子育ては孤独だ」と感じている保護者の割合が平成30年度調査よりも増加しています。

#### 【課題】

- ・全ての子ども・若者、保護者が、安全で安心して過ごせる居場所を創出し、地域とのつながりを育むとともに、事業者や行政などが連携し、多様な主体が子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、子ども・若者が健やかに成長し、保護者が子どもを育てる喜びを実感できる環境をつくっていく必要があります。
- ・困難な状況にある子ども・若者、子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行うなど、必要な支援を受けられる環境を整備することが重要です。
- ・貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組むことが重要です。

### **【施策の推進方針】**

- ・子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、質の高い保育・教育環境の整備を推進します。
- ・子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。
- ・子育て中の保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを進めます。
- ・子育て支援団体をはじめとする市民が、子育てに参加する機会を設けるなど、地域全体で子育てを支援する意識を高めます。
- ・犯罪などから子ども・若者を守る取組を進めます。
- ・ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭、発達に支援が必要な子ども・若者など、支援を必要としている子ども・若者や子育て家庭に対して、関係機関との連携強化により、子ども・若者の状況や置かれた環境に応じた支援を行います。

## (4)若い世代の生活基盤の安定

### 【こども大綱】

- ・家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、男性の家事や子育てへの参画の促進を図るとともに、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくる必要があります。
- ・男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度等を使えるよう、事業所への啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めることが重要です。

### 【現状】

- ・出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。本市における令和5年の出生数は187人で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率(令和2年度)は1.31と過去最低となっています。
- ・アンケート調査結果によると、理想とする子どもの人数は、就学前の保護者では「3人」の割合が高くなっていますが、現実の子どもの人数は「2人」の割合が高く、理想と現実にギャップがあることがうかがえます。
- ・理想とする子どもの人数を実現できない理由として、「子育てや教育にお金がかかる」、「年齢的(肉体的)に困難」、「仕事との両立に支障が生じる」の割合が高くなっています。
- ・中学生を対象としたアンケート調査結果では、将来結婚や子どもを持つことに対する意欲や希望について、「どちらともいえない」の割合が約3割で最も高くなっており、家庭や子どもを持つことの意義を考える機会が少ないことが考えられます。また、子どもが欲しいと思わない理由として、「子育てと仕事の両立が難しそうだから」の割合が最も高くなっています。
- ・就学前の保護者アンケート調査結果では、育児休業を取得した割合は、平成30年度調査と比較すると、母親、父親ともに増加していますが、父親では取得していない割合が約7割と高くなっています。
- ・取得していない理由として、母親では「子育てや家事に専念するため」退職した割合が高く、父親では「仕事が忙しい」ことや「取得しにくい雰囲気があった」ことがあげられています。

### 【課題】

- ・市として持続性を確保するためにも、出生数の水準を向上させていく必要があります。
- ・子ども・若者が乳幼児と触れ合う機会を創出し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描けるよう、意識啓発と情報提供に取り組むことが重要です。
- ・地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めるなどの結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る取組を行っていく必要があります。

### 【施策の推進方針】

- ・子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革に取り組みます。
- ・若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていきます。

- ・結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援するとともに、共に協力しながら子育てできる社会を推進し、男性の家事や子育てへの参画を促進します。
- ・働きながらも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と就労環境の整備を促進します。
- ・プレコンセプションケアの推進や乳幼児と触れ合う機会などを創出し、子ども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組めます。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

